

東京都公報

発行 東京都

規則

- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し……………（主税局課税部課税指導課）：三
- 則を公布する。

令和七年十一月二十八日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第百七十号

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

改正する規則

- 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則………（福祉局子供・子育て支援部企画課）：一
- 東京都会計事務規則の一部を改正する規則………（会計管理局管理部会計企画課）：一
- 東京都物品管理規則の一部を改正する規則………（同）：三

告示

- 都営住宅の廃止………（住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課）：三
- 都営住宅の使用料の変更………（同）：四
- 都営住宅の名称、位置、使用料等………（同）：七
- 都営住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更………（同）：八
- 都営住宅の駐車場の廃止………（同）：九
- 都営住宅の駐車場の区画数変更………（同）：九
- 都営住宅の駐車場の駐車場の名称、位置及び区画数………（同）：九
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）………（環境局環境改善部化学物質対策課）：九
- 都道の区域変更………（建設局道路管理部路政課）：三
- 下水を排除及び処理すべき区域等（二件）………（同）：三
- 都道の区域変更………（建設局道路管理部路政課）：三
- 下水を排除及び処理すべき区域等（二件）………（同）：三

告示（下水）

公告

この規則は、公布の日から施行する。

附則

東京都会計事務規則の一部を改正する規則を公布する。

条の表中

「児童が通学する学校における健康診断」

定期健康診断又は臨時の健康診断

児童が通学する学校における健康診断	定期健康診断又は臨時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断

に改める。

定期健康診断又は臨時の健康診断
入所した乳幼児に対する入所時の健康診
断

令和七年十一月二十八日

●東京都規則第百七十一号

東京都会計事務規則の一部を改正する規則

東京都会計事務規則(昭和三十九年東京都規則第八十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第十号中「用品購入代金自動振替システム」を「用品システム」に、「用品」(「都が行う用品」)に改め、「の購入代金の各会計からの支出及び用品調達基金への収入」を削り、「振替整理」を「処理」に改める。

第十三条第一項中「振替取支命令書」の下に「(当該振替取支命令書に記載すべき事項を記録した用品システムによる電磁的記録を含む。以下同じ。)」を、「記録した」の下に「用品システム及び」を加える。

第十六条に次の二項を加える。

5 第二項の規定にかかわらず、用品システムに登録した内容を訂正しようとするときは、会計管理者が別に定める方法により処理しなければならない。

第十八条に次の二項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、当該命令書が用品システムによる電磁的記録の場合は、会計管理者が別に定める方法により処理しなければならない。

第二十八条第一項中「、特に」を「特に」に改め、「もの」の下に「及び第三項に規定する方法により収納するもの」を加える。

第四十八条に次の二項を加える。

ただし、会計管理者が必要がないと認めるものについては、この限りでない。

第八十八条第三項中「用品購入代金自動振替システム」を「用品システム」に改める。

別記第十七号様式の二中

会計管理局	調査
上記のとおり通知します。	課長

別記第二十一号様式の二中

会計管理局	調査
上記のとおり通知します。	課長

上記のとおり更正したので、通知します。

会計管理者

に改める。

附 則

会計管理者

に改める。

- 1 この規則は、令和七年十二月一日から施行する。

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都会計事務規則別記第十七号様式の二及び第二十一号様式の二による用紙で、現に残存するものは、当分の間、なお

使用する」とができる。

東京都物品管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年11月二十八日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第百七十二号

東京都物品管理規則の一部を改正する規則

東京都物品管理規則（昭和三十九年東京都規則第九十号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

十三 用品システム 都が行う用品に関する事務を電子情報処理組織によつて処理する情報処理システムをいう。

第十五条の表中「配達」を「納入」に改める。

第十六条第二項中「押印したもの」を「及び署名し、又は押印したもの（これらに相当するものを記録した用品システムによる電磁的記録を含む。）」に改める。

第十七条第二項中「受領印を押させた」を「署名又は押印（用品システムによりこれらに相当するものを電磁的に記録する）とを含む。」を「やせた」に改める。

別記第三号様式甲中「印」を削り、同様式備考に次のように加える。

10 出納通知欄、受領欄及び物品出納員審査欄には、署名し、又は押印すること。

別記第三号様式乙中

受 領	印
--------	---

告
示

●東京都告示第百八十号

次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三条第三項の規定により告示する。

別記第五号様式甲中

物 品 管 理 者 印

及び

令和7年11月二十八日

東京都知事 小池百合子

受 領	署名又 は押印
--------	------------

に改める。

●東京都告示第百八十号

次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三条第三項の規定により告示する。

物 品 管 理 者 受 領 印 を

物 品 管 理 者

に、

物 品 出 納 員 印

を

物 品 出 納 員

に改め、同様式備考に次の

ように加える。

3 物品管理者欄及び物品出納員欄には、署名し、又は押印すること。

別記第八号様式中「印」を削る。

附
則

1 この規則は、令和7年12月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都物品管理規則の様式（この規則により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

名 称	位 置	構造及び規模	戸 数
港南四丁目アパート (1号棟)	港区港南四丁目五番	高層耐火 四二・二平方メートル	二戸
丸山二丁目アパート (1号棟)	中野区丸山二丁目二十四番	同右 四〇・二平方メートル	三戸

◎東京都告示第千八十一号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、令和七年十二月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示する。

令和七年十一月二十八日

東京都知事 小池百合子

種類	構造	造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超える158,000円以下の者に適用される使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、月額/戸)
一般都営	高層耐火	勝どき五丁目アパート（7号棟）	中央区勝どき5-8		33.6	1	28,200	61,200
一般都営	高層耐火	勝どき五丁目アパート（10号棟）	中央区勝どき5-8		33.6	1	28,200	61,200
一般都営	高層耐火	勝どき二丁目アパート（2号棟）	中央区勝どき2-9		42	1	36,900	84,900
一般都営	中層耐火	南麻布四丁目アパート（2号棟）	港区南麻布4-3		38.3	1	33,700	110,000
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート（10号棟）	新宿区戸山2-10		40.1	1	33,500	93,300
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート（33号棟）	新宿区戸山2-33		40.1	1	33,500	93,300
一般都営	高層耐火	早稲田アパート（1号棟）	新宿区西早稲田1-9		34.4	2	29,000	55,800
一般都営	高層耐火	東大久保一丁目アパート（1号棟）	新宿区新宿6-13		42.2	1	35,700	68,900
一般都営	高層耐火	文花一丁目アパート（35号棟）	墨田区文花1-28		37.8	1	25,800	52,900
一般都営	中層耐火	八広三丁目アパート（6号棟）	墨田区八広3-21		32.6	2	22,000	39,000
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート（4号棟）	墨田区堤通2-4		59.7	2	43,900	73,900
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート（5号棟）	墨田区堤通2-5		59.7	1	43,900	73,900
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート（6号棟）	墨田区堤通2-5		70	1	51,500	84,600
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート（6号棟）	墨田区堤通2-5		59.7	1	43,900	73,900
一般都営	高層耐火	八広五丁目アパート（1号棟）	墨田区八広5-10		55.9	1	40,100	83,300
一般都営	高層耐火	大島四丁目アパート（2号棟）	江東区大島4-21		51.2	1	42,300	83,800
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート（12号棟）	江東区亀戸7-57		42.2	1	34,400	57,500
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート（30号棟）	江東区辰巳1-8		36.6	1	28,600	59,400
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート（62号棟）	江東区辰巳1-9		33.4	1	26,100	57,600
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート（64号棟）	江東区辰巳1-10		33.4	1	26,100	57,600
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート（80号棟）	江東区辰巳1-10		33.4	1	26,400	57,600
一般都営	高層耐火	辰巳一丁目アパート（86号棟）	江東区辰巳1-10		38.4	1	30,400	60,400
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート（4号棟）	江東区東砂2-13		37.9	1	29,800	58,400
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート（2号棟）	江東区東陽3-22		34.4	1	27,900	41,900
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート（4号棟）	江東区東雲1-8		37.9	1	30,300	57,300
一般都営	高層耐火	北品川第2アパート（2号棟）	品川区北品川1-7		34.4	1	30,100	87,700
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート（16号棟）	大田区矢口2-21		36.5	1	28,800	43,300
一般都営	高層耐火	東糀谷六丁目アパート（1号棟）	大田区東糀谷6-9		42.2	2	33,500	55,300
一般都営	中層耐火	西糀谷二丁目第2アパート（3号棟）	大田区西糀谷2-26		39	1	32,000	59,900
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート（3号棟）	大田区大森東1-31		59.6	1	49,900	94,500
一般都営	中層耐火	新町二丁目アパート（3号棟）	世田谷区新町2-23		55.9	1	47,100	112,700
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート（12号棟）	世田谷区喜多見2-10		52.4	1	41,000	73,300
一般都営	高層耐火	南大塚二丁目アパート（1号棟）	豊島区南大塚2-36		42.2	1	35,800	67,700

種類	構造	造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超える158,000円以下の者に適用される使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、月額/戸)
一般都営	中層耐火	赤羽西五丁目アパート（8号棟）	北区赤羽西5-4		39	1	29,900	57,600
一般都営	高層耐火	赤羽西五丁目アパート（11号棟）	北区赤羽西5-7		40.6	1	31,900	54,500
一般都営	高層耐火	南千住二丁目アパート（1号棟）	荒川区南千住2-33		42.2	2	30,400	63,800
一般都営	中層耐火	西尾久八丁目アパート（2号棟）	荒川区西尾久8-10		51	1	38,200	81,000
一般都営	高層耐火	新河岸一丁目アパート（2号棟）	板橋区新河岸1-3		51.2	1	38,200	73,400
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート（2号棟）	板橋区蓮根3-15		51.2	1	38,600	75,000
一般都営	中層耐火	練馬春日町三丁目アパート（2号棟）	練馬区春日町3-27		55.9	1	43,700	100,100
一般都営	中層耐火	豊玉中四丁目アパート（1号棟）	練馬区豊玉中4-6		51	1	40,500	97,800
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート（5号棟）	練馬区北町6-5		47.5	1	37,000	83,800
一般都営	中層耐火	南田中アパート（33号棟）	練馬区石神井町1-1		36.4	1	26,700	59,300
一般都営	中層耐火	南田中アパート（49号棟）	練馬区石神井町1-1		33.4	2	24,400	53,200
一般都営	中層耐火	練馬閑町一丁目アパート（1号棟）	練馬区閑町南2-15		55.9	1	42,900	89,700
一般都営	中層耐火	練馬春日町四丁目第2アパート（4号棟）	練馬区春日町4-12		55.9	1	43,600	94,700
一般都営	高層耐火	光が丘第1アパート（22号棟）	練馬区旭町1-33		59.6	1	47,100	105,900
一般都営	中層耐火	島根二丁目アパート（2号棟）	足立区島根2-29		39	1	26,500	50,600
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目第2アパート（2号棟）	足立区西保木間3-18		55.9	1	39,500	68,700
一般都営	中層耐火	島根四丁目アパート（1号棟）	足立区島根4-19		59.6	1	43,200	89,200
一般都営	中層耐火	青井四丁目アパート（1号棟）	足立区青井4-36		59.6	1	44,000	97,800
一般都営	中層耐火	保木間町アパート（2号棟）	足立区保木間1-35		42.3	1	29,500	46,800
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート（6号棟）	足立区西保木間4-3		33.4	1	22,400	41,100
一般都営	高層耐火	西保木間四丁目アパート（16号棟）	足立区西保木間4-5		37.9	1	25,500	44,500
一般都営	高層耐火	千住元町アパート（4号棟）	足立区千住元町34		33.6	1	22,900	35,200
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート（12号棟）	足立区鹿浜5-24		41.0	1	27,800	49,000
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート（3号棟）	足立区鹿浜5-24		41.0	1	27,800	49,000
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート（14号棟）	足立区鹿浜5-24		41.0	1	27,800	49,000
一般都営	高層耐火	舍人町アパート（14号棟）	足立区舍人6-14		43.6	1	30,200	46,700
一般都営	中層耐火	舍人町アパート（17号棟）	足立区舍人6-9		63.0	1	43,600	62,400
一般都営	高層耐火	六木三丁目アパート（6号棟）	足立区六木3-39		55.9	1	39,300	76,200
一般都営	高層耐火	足立加賀二丁目アパート（6号棟）	足立区加賀2-31		55.9	1	39,300	74,300
一般都営	中層耐火	東保木間一丁目アパート（1号棟）	足立区東保木間1-25		55.9	1	40,200	75,200
一般都営	中層耐火	亀有一丁目第3アパート（1号棟）	葛飾区亀有1-13		51.0	1	38,300	83,800
一般都営	中層耐火	青戸四丁目アパート（1号棟）	葛飾区青戸4-8		59.6	1	45,000	98,200
一般都営	中層耐火	西亀有二丁目第6アパート（2号棟）	葛飾区西亀有2-52		55.9	1	42,700	98,600

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超える158,000円以下の者に適用される使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、月額/戸)
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(2号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55.9	1	42,400	79,200
一般都営	中層耐火	南水元一丁目アパート(2号棟)	葛飾区南水元1-24	51.0	1	37,300	73,300
一般都営	高層耐火	宇喜田町アパート(1号棟)	江戸川区中葛西4-9	51.2	1	39,700	72,500
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(3号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,100	90,300
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鹿島団地(1-6-2号棟)	八王子市鹿島16	51.1	1	26,100	45,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地(1-8-3号棟)	八王子市松が谷18	51.1	1	26,100	45,700
一般都営	中層耐火	上連雀六丁目アパート(1-9号棟)	三鷹市上連雀6-6	39.0	1	27,000	65,800
一般都営	中層耐火	上連雀六丁目アパート(5号棟)	三鷹市上連雀6-10	55.9	1	41,800	100,200
一般都営	中層耐火	上連雀一丁目アパート(1号棟)	三鷹市上連雀1-22	55.9	1	42,000	105,100
一般都営	中層耐火	上連雀七丁目アパート(2号棟)	三鷹市上連雀7-19	39.0	1	27,400	62,000
一般都営	中層耐火	中原四丁目第2アパート(5号棟)	三鷹市中原4-35	51.0	1	35,800	64,200
一般都営	高層耐火	中原四丁目第1アパート(2号棟)	三鷹市中原4-17	43.9	1	31,000	64,300
一般都営	中層耐火	府中新町二丁目アパート(1号棟)	府中市新町2-43	56.8	1	34,200	85,200
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(2号棟)	調布市国領町3-8	53.5	1	29,300	69,700
一般都営	中層耐火	調布ケ丘二丁目アパート(1号棟)	調布市調布ケ丘2-28	62.1	1	39,400	111,300
一般都営	中層耐火	染地三丁目アパート(1号棟)	調布市染地3-3	48.1	1	27,500	68,100
一般都営	高層耐火	成瀬アパート(5号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	1	30,900	70,100
一般都営	中層耐火	山崎町アパート(4号棟)	町田市山崎町840	60.9	1	31,700	61,100
一般都営	高層耐火	武蔵境アパート(7号棟)	町田市相原町3190-7	55.9	1	29,300	63,900
一般都営	中層耐火	日野三沢アパート(4号棟)	日野市三沢1130-2	41.7	1	19,700	43,900
一般都営	中層耐火	東村山萩山町二丁目アパート(6号棟)	東村山市萩山町2-13	60.2	1	35,300	78,100
一般都営	高層耐火	田無緑町三丁目アパート(3号棟)	西東京市緑町3-8	55.9	1	34,900	84,200
一般都営	中層耐火	田無本町七丁目アパート(1-9号棟)	西東京市田無町7-12	56.8	1	34,000	77,500
一般都営	中層耐火	田無本町七丁目アパート(2-2号棟)	西東京市田無町7-13	56.8	1	34,000	77,500
一般都営	中層耐火	田無芝久保三丁目アパート(1号棟)	西東京市芝久保町3-3	51.1	1	31,400	74,300
一般都営	中層耐火	狛江アパート(3-1号棟)	狛江市和泉町4-7	33.4	1	16,400	47,600
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘一丁目アパート(5号棟)	清瀬市竹丘1-5	55.9	1	31,500	68,300
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘三丁目アパート(2号棟)	清瀬市竹丘3-3	51.0	1	27,800	57,300
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諫訪団地(5-2-5号棟)	多摩市諫訪5-2	37.7	1	17,200	32,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諫訪団地(5-2-3号棟)	多摩市諫訪5-2	37.7	1	17,200	32,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諫訪団地(5-2-10号棟)	多摩市諫訪5-2	37.7	2	17,200	32,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諫訪団地(5-2-8号棟)	多摩市諫訪5-2	37.7	2	17,200	32,200

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超える158,000円以下の者に適用される使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、月額/戸)
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諫訪団地(4-2-8号棟)	多摩市諫訪4-2	37.7	2	17,200	32,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諫訪団地(4-2-10号棟)	多摩市諫訪4-2	37.7	1	17,200	32,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諫訪団地(4-2-1号棟)	多摩市諫訪4-2	37.7	1	17,200	32,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諫訪団地(4-2-2号棟)	多摩市諫訪4-2	37.7	1	17,200	32,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諫訪団地(4-3-3号棟)	多摩市諫訪4-3	37.7	1	17,200	32,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諫訪団地(4-3-4号棟)	多摩市諫訪4-3	37.7	1	17,200	32,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諫訪団地(3-5-2号棟)	多摩市和田3-5	37.7	1	17,700	36,000
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(1-2-1号棟)	多摩市愛宕1-2	38.7	1	18,400	38,100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(3-4-2号棟)	多摩市愛宕3-4	40.1	1	19,000	36,600
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン落合団地(4-4-4号棟)	多摩市落合4-4	51.1	1	25,700	41,800
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン落合団地(4-4-5号棟)	多摩市落合4-4	51.1	1	25,700	41,800
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地(3-2-5号棟)	多摩市貝取3-2	60.9	1	32,500	63,300

● 東京都告示第千八十二号

東京都常住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号) 第

三条第二項並びに第十二条第一項及び第四項の規定に基づき、一般都常住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、

第三条第三項の規定により告示する。
令和七年十一月二十八日

東京都知事 小池百合子

堤通一丁目第2アパート
(1号棟)

墨田区堤通一丁目十八番

高層耐火 三四・六平方メートル

五三戸

二八、三〇〇円

八五、二〇〇円

同右

谷在家三丁目アパート
(2号棟)

同右

西瑞江四丁目第4アパート
(1号棟)

同右

同右

番地

江戸川区西瑞江四丁目二十四番地

同右

西瑞江四丁目第4アパート
(2号棟)

同右

西瑞江四丁目第4アパート
(3号棟)

同右

西瑞江四丁目第4アパート
(4号棟)

同右

西瑞江四丁目第4アパート
(5号棟)

同右

◎東京都告示第千八十三号

同右

三条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都
當改良住宅の使用料を、第三条第二項及び第七十一条にお
いて準用する第五十六条第一項第三号の規定に基づき都當
再開発住宅の使用料を次のように変更し、令和七年十二月
一日から実施するので、第三条第三項の規定により告示す
る。

令和七年十一月二十八日

東京都知事 小池百合子

種類	構造	造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料 (円、月額/戸)
改良	高層耐火	白鬚東アパート（18号棟）	墨田区堤通2-10		63.4	1	45,700
改良	高層耐火	白鬚東アパート（2号棟）	墨田区堤通2-3		50.0	1	36,800
改良	中層耐火	荒川八丁目アパート（1号棟）	荒川区荒川8-19		33.4	1	22,500
改良	中層耐火	町屋七丁目アパート（20号棟）	荒川区町屋7-9		39.0	1	28,200
改良	中層耐火	東和アパート（1号棟）	足立区東和2-6		32.6	2	21,900
改良	中層耐火	亀有一丁目アパート（2号棟）	葛飾区亀有1-16		48.1	1	35,300
再開発	高層耐火	西大久保アパート（5号棟）	新宿区大久保3-9		43.9	1	37,000
再開発	高層耐火	白鬚東アパート（15号棟）	墨田区堤通2-8		51.3	1	37,300

●東京都告示第千八十四号

次の駐車場を廃止したので、東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条の規定において準用する第三条第三項の規定により告示する。

令和七年十一月二十八日

名 称 東京都知事 小 池 百合子	位 置 区画数
代田一丁目第2アパー ト駐車場	世田谷区代田一丁目 九区画
十五番	足立区南花畑五丁目 六〇区画
1駐車場	谷在家三丁目アパート ト駐車場
	足立区谷在家三丁目 一九区画
	二十二番

●東京都告示第千八十五号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条において準用する第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更するので、第九十三条において準用する第三条第三項の規定により告示する。

令和七年十一月二十八日

名 称 東京都知事 小 池 百合子	位 置 区画数
浮間三丁目アパート駐 車場	北区浮間三丁目四番 五六区画
西瑞江四丁目第4アパ レト駐車場	江戸川区西瑞江四丁 目二十四番地
	四六区画

●東京都告示第千八十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されおり、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」といいう。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十一月二十八日

名 称 東京都知事 小 池 百合子	位 置 区画数
浮間三丁目アパート駐 車場	北区浮間三丁目四番 五六区画
西瑞江四丁目第4アパ レト駐車場	江戸川区西瑞江四丁 目二十四番地
	四六区画

名 称 東京都知事 小 池 百合子	位 置 区画数
堤通一丁目第2アパー ト駐車場	世田谷区堤通一丁目十 八番
	目三十七番
八幡山三丁目第2アパー ト駐車場	足立区八幡山三丁 二八区画
	二十二番
谷在家三丁目アパート ト駐車場	足立区谷在家三丁目 一九区画
	二十二番

駐車場の名称、位置及び区画数を次のように定める。

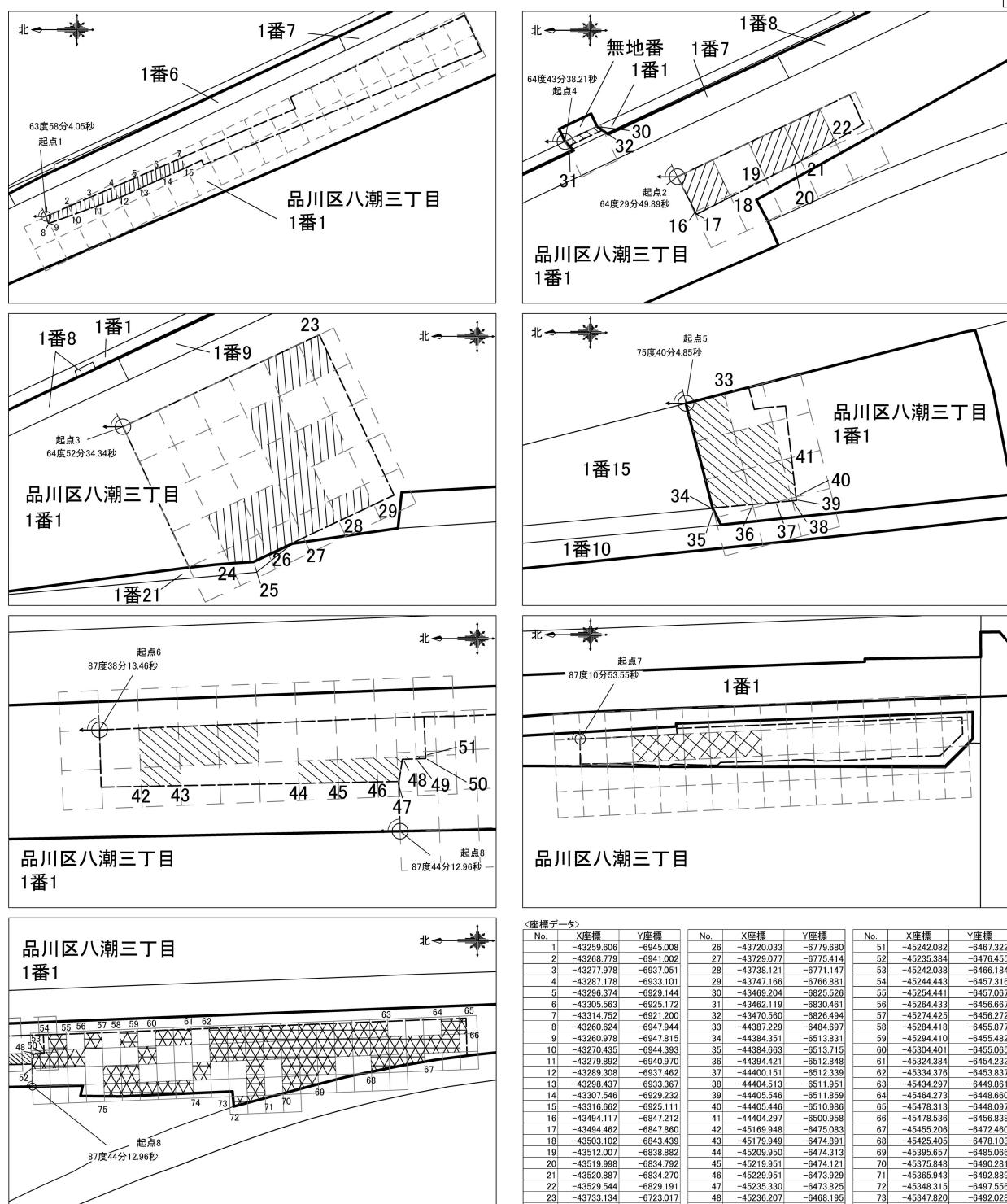
令和七年十一月二十八日

名 称 東京都知事 小 池 百合子	位 置 区画数
堤通一丁目第2アパー ト駐車場	世田谷区堤通一丁目十 八番
	一〇区画

●東京都告示第千八十六号
東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条において準用する第三条第二項の規定に基づき、

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
四 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区

域は、規則第五十八条第五項第十二号に該当する。



座標データ		座標データ		座標データ	
No.	X座標	Y座標	No.	X座標	Y座標
1	-43259.606	-6945.008	26	-43720.033	-6779.680
2	-43628.779	-6941.002	27	-43729.077	-6775.414
3	-43277.978	-6937.051	28	-43738.121	-6771.147
4	-43287.178	-6933.101	29	-43747.166	-6766.881
5	-43296.374	-6929.144	30	-43649.204	-6825.526
6	-43305.563	-6925.172	31	-43462.119	-6810.461
7	-43314.752	-6921.200	32	-43470.560	-6826.494
8	-43260.624	-6947.944	33	-43487.229	-6844.698
9	-43260.978	-6947.815	34	-43488.4351	-6513.831
10	-43270.435	-6944.393	35	-43488.663	-6513.715
11	-43279.892	-6940.970	36	-43494.421	-6512.848
12	-43289.308	-6937.462	37	-44000.151	-6512.339
13	-43298.437	-6933.367	38	-44004.513	-6511.951
14	-43307.546	-6929.232	39	-44004.556	-6511.859
15	-43316.662	-6925.111	40	-44005.446	-6510.986
16	-43494.117	-6847.212	41	-44004.207	-6500.958
17	-43494.462	-6847.860	42	-45169.948	-6475.083
18	-43503.102	-6843.439	43	-45179.944	-6474.891
19	-43512.007	-6838.882	44	-45209.950	-6474.313
20	-43519.998	-6834.792	45	-45219.951	-6474.121
21	-43520.887	-6834.270	46	-45229.951	-6473.929
22	-43529.544	-6829.191	47	-45253.230	-6473.825
23	-43733.134	-6723.017	48	-45262.207	-6468.195
24	-43710.022	-6781.886	49	-45293.718	-6468.063
25	-43716.120	-6781.503	50	-45422.109	-6467.973

凡例 —— 単位区画 - - - 調査対象範囲
 境界線 - - - 敷地境界

	形質変更時要届出区域(規則第58条第5項第12号に該当する区域) [令和6年東京都告示第220号により指定した区域]		形質変更時要届出区域(規則第58条第5項第12号に該当する区域) [令和6年東京都告示第972号により指定した区域]
	形質変更時要届出区域(規則第58条第5項第12号に該当する区域)		形質変更時要届出区域(規則第58条第5項第12号に該当する区域)

[令和7年東京都告示第655号により指定した区域] [この告示により指定する区域]

格子の回転角度
起点1は、62度58分4.95秒、起点2は、64度29分49.89秒、起点3は、64度52分34.34秒

起点11は、03度39分49.5秒
起点21は、04度29分49.5秒
起点31は、04度32分49.5秒
起点41は、64度43分38.21秒
起点51は、75度40分45.85秒
起点61は、87度38分13.46秒

起点7は、87度10分53.55秒 起点8は、87度44分12.96秒

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される。

沿うる方向へ、運転して、車両の運転室に面する側面の車体構造に沿って、車両の前面から見て左側に位置する車両構造部を示す。車両構造部は、車両構造部の構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

各座標計算によつて作成した。

Digitized by srujanika@gmail.com

Digitized by srujanika@gmail.com

● 東京都告示第千八十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條
第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい
う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

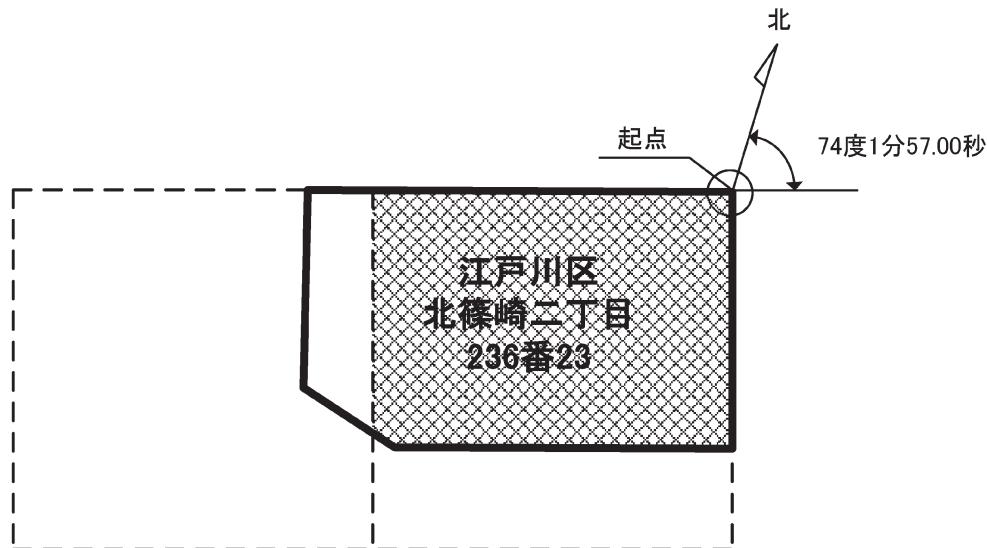
令和七年十一月二十八日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江戸川区北篠
崎二丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 硫素及びその化合物

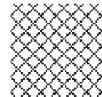
別図



【凡例】

— 調査対象地

- - - 単位区画



形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、次の座標とする。

X座標: -31458.140 Y座標: 5568.067

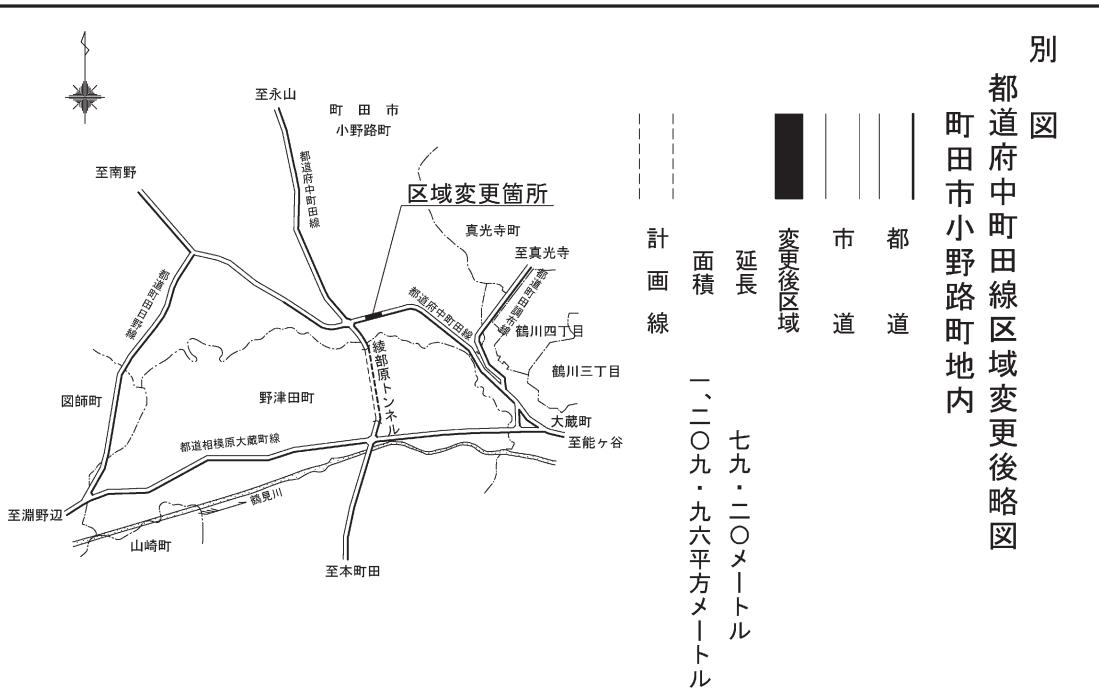
座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定によ
り、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度(74度1分57.00秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方
向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引
いた線により構成されている格子を、起点を中心として、
右回りに回転させた角度を示す。

別
図

● 東京都告示第千八十九号
道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項
の規定により、都道の区域を次のように変更する。
その関係図面は、令和七年十一月二十八日から起算して

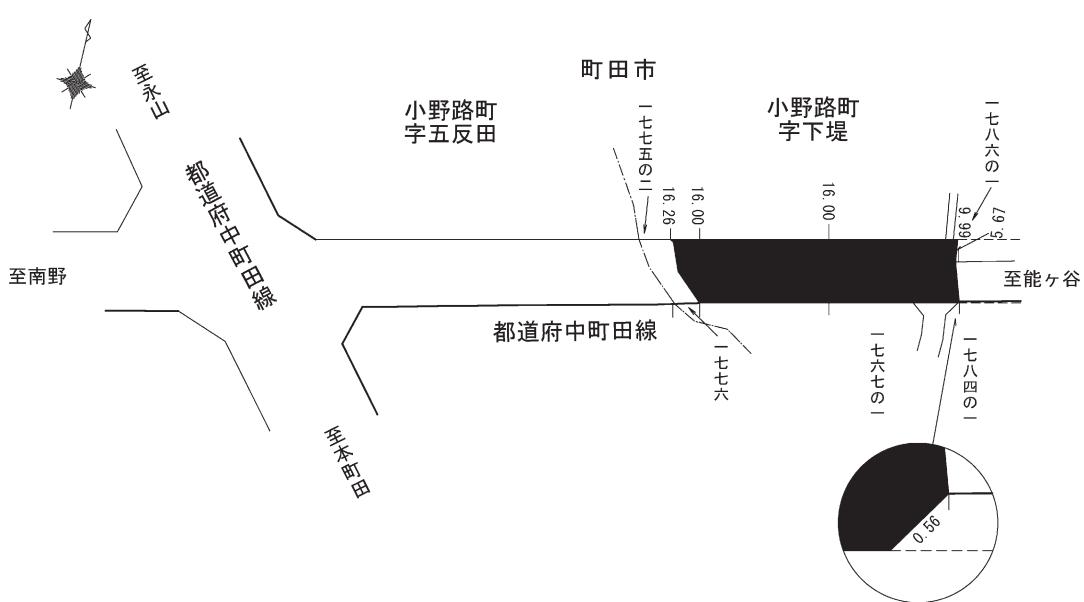


二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十八日

東京都知事 小池百合子

二 変更の区間	町田市小野路町字下堤千七百七十五番二 地先から同所千七百八十四番一地先まで
三 変更の概要 別図表示のとおり	



告示（下水）

● 東京都下水道局告示第六号

下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第九条第一項及び第二項に定めるところにより、下水を排除及び処理すべき区域等を次のとおり告示する。

なお、図面は、南部下水道事務所内において一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十八日

東京都下水道局長 藤橋知一

一 供用及び処理開始年月日

令和七年十二月六日

二 下水を排除及び処理すべき区域

別表のとおり

三 排水施設の位置 別表に掲げる区域の地先

四 分流式又は合流式の別

五 終末処理場の位置 及び名称

大田区大森南五丁目二番二十五号
森ヶ崎水再生センター

別表

区名	町名	街区符号又は地番
全部告示区域	一部告示区域	

大田区	本羽田三丁目	九番
		十番

公 告

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しについて

区名	町名	街区符号又は地番
世田谷区	上祖師谷七丁目	七番及び十二番から十四番まで

区名	町名	一部告示区域
大田区	大森南五丁目二番二十五号	森ヶ崎水再生センター

別表

● 東京都下水道局告示第七号

下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第九条第一項及び第二項に定めるところにより、下水（雨水）を排除及び処理すべき区域等を次のとおり告示する。

なお、図面は、南部下水道事務所内において一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十八日

東京都下水道局長 藤橋知一

一 供用及び処理開始年月日

令和七年十二月六日

二 下水（雨水）を排除及び処理すべき区域

別表のとおり

三 排水施設の位置 別表に掲げる区域の地先

四 分流式又は合流式の別

五 終末処理場の位置 及び名称

大田区大森南五丁目二番二十五号
森ヶ崎水再生センター

氏名又は 名称	代表者の 氏名	主たる事務所又は 事業所の所在地	取消年月日
日東石油 株式会社	三沢光一	大田区平和島五丁目二番二十八号	令和七年十月一日

発行

電話 東京都

○三(五三二二)一一一二一(代)
新宿区西新宿二丁目八番一号都

郵便番号 163-8001

定価一本号
(郵送料を含む。)
一箇月 六、六〇〇円 五〇円印刷所勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
○三(三八一二)五一〇一(代)社

郵便番号 113-0001



リサイクル適性Ⓐ

このマークは、再生紙のマーク。
リサイクルマーク。